

# 山口県報

令和8年  
1月23日  
(金曜日)

名 称 東ソー株式会社南陽事業所  
所 在 地 周南市開成町四五六〇番地  
三 特定施設に関する事項  
(一) 種類 構造及び使用時間間隔等

種類	構造	使用の方法	三七ータ		
			能(m <sup>3</sup> /日)	予定工事着手	予定工事完成
一・二	令和八、一四	令和八、二	年月日	年月日	年月日
三・一四	令和八、三	令和八、三	年月日	年月日	年月日
四・一四	連続	連続	年月日	年月日	年月日
五・一四	二十四時間	二十四時間	年月日	年月日	年月日
六・一四	変動なし	変動なし	年月日	年月日	年月日

備考 「三七ータ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

○告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要  
(環境政策課) 一

道路の区域の変更(道路整備課) 二

○人委規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 二



## 山口県告示第十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第二百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。  
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和八年一月二十三日から同年二月十三日までの間に、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和八年一月二十三日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 東ソー株式会社
- 二 住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地

## (二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	三七一タ		八		九七八		八九		三四		検出せず		六一		九二		〇〇四		〇〇六		一二		一二		
	通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大	
水素イオン濃度 (水素指数)																									
化学的酸素要求量 (mg/l)																									
浮遊物質量 (mg/l)																									
窒素素量 (mg/l)																									
燃りん (mg/l)																									
汚水等の一日当たりの量 (m³)																									

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

## 四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No.2 排水口	No.1 排水口	排水口	排水の汚染状態の値	排出水の一日当たりの量 (m³)
ク	八	通常最大	水素イオン濃度 (水素指数)	
ク	九六	通常最大	化学的酸素要求量 (mg/l)	
三	二五	通常最大	浮遊物質量 (mg/l)	
五	四三	通常最大	鉛油類 (mg/l)	
一〇	六	通常最大	窒素素量 (mg/l)	
二〇	二三	通常最大	燃りん (mg/l)	
ク	一	通常最大		
一三	〇九	通常最大		
二二	一二	通常最大		
ク	〇一	通常最大		
ク	〇二	通常最大		
二九四九、五七〇	二三九、九六〇	通常最大		
二九四九、六四八	二三九、九六〇	通常最大		

## 山口県告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和八年一月二十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十三日

山口県知事 村岡嗣政

道路の種類 県道  
路線名 德山光線  
道路の区域

区間	旧新別	最狭	敷地の幅員
周南市大字八代字仮坂一〇〇〇二の間	敷地の幅員	二〇一六・一四	二〇一六・一四
二五九・六	延メートル長	二五九・六	二五九・六
	備考		

区間	道路の種類	路線名	道路の区域
同市五地先まで	県道	光上閑線	熊毛郡上閑町大字長島字前赤石九四五同郡同町同大字字先赤石九四五
新	旧	旧新別	
最狭	最狭	敷地の幅員	
二九一・八八	一一・一一	二七・一一	二九一・八八
六八・二	六八・二	延メートル長	六八・二
		備考	



職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年一月二十三日

山 口 県 人 事 委 員 会

### 山口県人事委員会規則第一号

#### 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十六年山口県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の二の見出し中「実施」を「実施等」に改め、同条中「から第十号まで」を「及び第八号」に、「の実施の全部又は一部」を「及びこれに関する事務を行うこと」に改め、同条に次の二項を加える。

2 警察本部長は、前項の試験を実施しようとするときは、あらかじめ、当該試験の実施に関する計画について人事委員会の承認を得なければならない。

3 警察本部長は、第一項の試験を実施したときは、速やかに当該試験の結果を人事委員会に報告しなければならない。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和八年  
年一月二  
二十三日  
印行

発行  
行所

山口  
県知事  
事務所